

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

令和5年2月3日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である合同会社グレイスに対し、老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第15項の規定に基づく行政処分を令和5年2月3日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 合同会社 グレイス
代表者名： 代表社員 木林 節子
所在地： 旭川市東光8条7丁目2番5号

(2) 施設

施設名： 住宅型有料老人ホーム グレイス神居
所在地： 旭川市神居6条2丁目3番6号
類 型： 住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第29条第15項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の理由となる事実

(1) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）を行った。

少なくとも令和3年5月から令和4年9月のうち、複数回に渡り、利用者の意向を無視し、夜間帯に、住宅型有料老人ホームグレイス神居（以下「当該有料」という。）の一部の利用者のナースコールの音を意図的に鳴らさない設定を行い、ナースコール対応を適切に行わなかったことがあったことから、介護・世話の放棄・放任を行っていた。

(2) 身体的虐待を行った。

昨年の夜間帯に、数回に渡り、当該有料の一部の利用者の居室のドアの取っ手に引っかかるようにテーブルを入れ、利用者の意向を無視し、中から自由に出られないようにし、「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制を行った。

5 改善命令の内容

- (1) 高齢者虐待の防止のための具体的な措置を講ずること。
- (2) 法令遵守を徹底すること。